

今回届け出る規定	現行規定
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 ビデオグラム録音 著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 商用複製 (略)</p> <p>2 非商用複製 (略) (ビデオグラム録音の備考) (用語の定義) ① (略) (使用料計算の特例) ②～⑤ (略) ⑥ <u>ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのもの</u>であり、次の⑦又は①に該当するものの複製使用料は、1(1)ウ(イ)の算式によって算出した額又は0.6円のいずれか多い額とし、同割合が60%を超えるものであり、次の⑦又は①に該当するものの複製使用料は、1(1)エ(イ)の算式によって算出した額又は1.6円のいずれか多い額とする。 ⑦ ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が1,500円以下であり、かつ、著作物の利用時間が20分以上であるビデオグラム ① ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が1,500円を超える6,000円以下であり、かつ、著作物の利用時間が200分以上であるビデオグラム</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 ビデオグラム録音 著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 商用複製 (略)</p> <p>2 非商用複製 (略) (ビデオグラム録音の備考) (用語の定義) ① (略) (使用料計算の特例) ②～⑤ (略) (新設)</p>

<p>(本規定により難い場合の使用料)</p> <p>⑦ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>⑧ 2 (2) の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。</p> <p>第8節～第17節 (略)</p>	<p>(本規定により難い場合の使用料)</p> <p>⑥ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>⑦ 2 (2) の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。</p> <p>第8節～第17節 (略)</p>
--	--